

## 法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

〔第1問〕次の【設問1】および【設問2】について、それぞれ簡潔に（末尾の丸括弧内の行数以内で）答えなさい。（配点40点）

### 【設問1】

不法行為に基づく損害賠償の額を算定するに当たって、被害者の身体的特徴を斟酌すべきか否かが問題となる事例を各自で設定し、判例がどのような考え方を採用しているかを説明しなさい。（10行）

### 【設問2】

推定を受ける嫡出子と推定を受けない嫡出子の意義を示した上で、両者の異同を具体的に説明しなさい。（10行）

〔第2問〕次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点60点）

### 【事例】

Aは、親から高価な品であるとして受け継いだ美術品を多数所有していた。ある日、これらの価値を知りたいと思い、弟であるBに相談をもちかけた。Bは、仕事で知り合った古美術商CをAに紹介し、Aは、Cにこれらの美術品を鑑定してもらった。その結果、高価な物が数点あることが判明したので、Cは、これらを美術館等に貸し出すことをAに提案した。Aが貸出業務をBに頼んだところ、Bは「自分は美術館等と付き合いがないので貸出業務をすることができないが、知人に適当な人がいないか探してみる。」と述べたので、Bが選定する第三者に貸出業務を委託することにした。

Aは、Bから「貸出の契約を結ぶ際に委任状が必要だ。」と言われ、委任状を作成した。その際、Aは、Bの助言に従い、代理人欄を空欄とし、委任事項欄には「美術品に関する一切の事項」と記載した。Aが委任状を交付しようとBに電話連絡をしたところ、Bは、「仕事が忙しく取りに行けないので、Cに預けておいてくれたら、後日Cから受け取る。」と返答した。その翌日、Aは、正式な鑑定結果を提出するために来訪したCに対し、Bに渡してほしいと依頼して委任状を交付した。

### 【設問】

Cは、Aの美術品の中にあった絵画甲が非常に高価な物であることに目をつけ、Aから受け取った委任状の代理人欄にCの氏名を記入してこれをDに示し、Aの代理人として、100万円で甲をDに売却した。Dは、Cが古くから京都市内に大きな店舗を有する有名な古美術商であること、以前にCから美術品を購入したことから、売買契約の当時、Cが正当な代理人であると信じていた。

Dは、売買契約に基づいて、Aに対して甲の引渡しを請求した。この請求は認められるか。